



各 位

平成 29 年 8 月 9 日

会 社 名 稲畑産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲畑 勝太郎
(コード番号 8098 東証第一部)
問合せ先 執行役員 財務経営管理室長 久保井 伸和
(TEL. 03-3639-6421)

平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、今般、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書
2. 延長前の提出期限
平成 29 年 8 月 14 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 29 年 9 月 13 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 29 年 8 月 8 日に公表いたしました「平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社のドイツに所在する連結子会社 INABATA EUROPE GmbH が保有している在庫のうち、平成 29 年 3 月から 4 月頃に仕入れた約 14 億円分の太陽電池モジュールについて、7 月上旬に保管先のひとつであるポーランド倉庫の現地棚卸を実施したところ、帳簿在庫数量と現物数量との間で約 10 億円の差異があることが判明しました。差異の一部は販売予定先が引き渡し前の在庫を当該子会社に無断で売却していたことが主な原因と考えられます。当該子会社が行う太陽電池モジュールの仕入・販売取引については、従来、メーカーから販売先への直送取引のみを行っておりましたが、今回初めて当該子会社において太陽電池モジュールの在庫取引を行い、在庫の出荷管理を販売予定先に委託していたところ、当該販売予定先が当該子会社に出荷の連絡をせず、無断で最終ユーザーに売却したため、このような事態が発生いたしました。当社は、社内調査による事実関係の解明に取り組んでおりますが、社内調査委員会による調査や調査結果を受けて適正な決算数値を確定させる作業等および有限責任 あずさ監査法人によるレビューに約 1 ヶ月程度の時間を要することから、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに四半期報告書を提出することが困難であるとの判断に至り、提出期限延長の申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合には、速やかにお知らせします。

株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以上